

南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高橋 善一 は、南陽市農業委員会委員総会を令和8年3月17日午後2時30分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招 集 委 員 14名

2. 出 席 委 員 14名にしてその氏名は次のとおり

1番	高橋 善一	2番	竹田 壮芳	3番	安達 芳紀
4番	佐藤 文好	5番	松田 繁徳	6番	浅野 厚司
7番	錦 礼子	8番	菊地 直子	9番	山岸 誠
10番	倉田 健三	11番	村越 竜仁	12番	朝倉 善則
13番	黒澤 ちよ子	14番	渡沢 寿		

3. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局 局長 山内 美穂
同 上 事務局 補佐 小川 正樹
同 上 農地係 長 嶋貫 信一郎

4. 付 議 事 件

日程第1	会議録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	諸般の報告について
日程第4	報第4号 南陽市認定農業者の認定について
日程第5	報第5号 青年等就農計画の認定について
日程第6	報第6号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
日程第7	議第10号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について
日程第8	議第11号 非農地証明願に対する可否について
日程第9	議第12号 南陽市農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について
日程第10	議第13号 南陽市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について
日程第11	承第1号 事務局職員の任免について

5. 会 議 の 要 領
議長（高橋会長）

（開会：ときに午後2時30分）

令和8年3月11日付け南農委告示第4号をもって招集いたしました、南陽市農業委員会 委員総会を開会いたします。

ただ今出席されている委員は、14名であります。

よって、過半数の出席を得ており、会議規則第7条の規定により会議が成立しますので、ただちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程によって進めます。

議長（高橋会長）

それでは、日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、会議規則第40条の規定により議長が指名いたします。

2番 竹田壮芳委員、3番 安達芳紀委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員 2番 竹田 壮芳 委員
3番 安達 芳紀 委員

議長（高橋会長）

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。
会期は、本日1日限りとするにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。よって、本委員会 委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長（高橋会長）

日程第3「諸般の報告について」は、別紙諸般の報告書によってご了承願います。

議長（高橋会長）

日程第4 報第4号「南陽市認定農業者の認定について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長

ただ今上程されました、報第4号「南陽市認定農業者の認定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、1ページから3ページについて、令和8年2月17日付け農第1441号で、南陽市長から本委員会に対し、令和8年3月1日付けで1件、3月31日付けで2件を認定農業者として認定、及び令和8年2月17日付けで2件を計画変更した旨の通知がありましたので、ご報告するものであります。

また、南陽市とその他の市町等をまたいで農業を経営するような広域認定の場合は県の認定となるため、5ページのとおり、令和8年2月13日付け農経第734号で、山形県から南陽市長に対し、1件を認定農業者として認定した旨の通知がありました。それを受けて4ページになりますが、令和8年2月17日付け農第1447号で南陽市長から本委員会に対し、報告があったものであります。

以上、ご報告いたします。

議長（高橋会長）

ただ今の報告に対して、質疑ございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、報第4号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長） 日程第5 報第5号「青年等就農計画の認定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただいま上程されました、報第5号「青年等就農計画の認定について」の提案理由を申し上げます。
本案は、令和8年2月20日付け農第1445号で、南陽市長から本委員会に対し、青年等就農計画2件について、認定した旨の通知がありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長） ただいまの報告に対して、質疑ございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、報第5号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長） 次に、日程第6 報第6号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、報第6号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第18条第6項の規定により、本委員会に対し賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が2件ありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、報第6号について、ご説明申し上げます。
議案書は9ページになります。
1番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外1筆の田 合計2, 197㎡を中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。
2番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲の田 1, 211㎡を中間管理事業を利用するため、合意解約するものです。

議長（高橋会長） ただ今の報告に対して、質疑ございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声が有りますので、報第6号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長） 次に、日程第7 議第10号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、議第10号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し賃借権設定4件の許可申請がありましたので提案するものであります。
農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただ今、提案されました、議第10号について、ご説明申し上げます。

議案書は10ページになります。

賃借権設定の申請となります。

1番につきましては、▲▲の被相続人■■■■さんの法定相続人■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲ 外2筆の畑と農業用施設 合計2,370㎡について、新規の3年で、毎年11月30日支払、金納となっております。

2番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲の畑 2,960㎡について、新規の3年で、毎年11月30日支払、金納となっております。

3番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので ▲▲字▲▲ 外5筆の畑 合計2,144㎡について、新規の10年で、毎年11月30日支払、金納となっております。

4番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲ 外2筆の田が2,334㎡、畑が353㎡ 合計2,687㎡について、新規の1年で、毎年11月30日支払、金納となっております。

議長（高橋会長） ここで、現地調査について担当委員より報告をお願いします。
はじめに、議第10号 1番、2番の現地調査について、12番 朝倉善則委員より、報告をお願いします。

12番 朝倉善則委員 農地法第3条に基づき、本日午前中に現地調査をしてまいりました。申請地はすべて耕作されており、周辺農地への影響はないことを確認してきました。以上です。

議長（高橋会長） 次に、3番の現地調査について、5番 松田繁徳委員より、報告をお願いします。

5番
松田繁徳委員 調査日は令和8年3月13日です。申請地はすべて耕作され、周辺農地への影響はないことを確認しております。以上です。

議長（高橋会長） 次に、4番の現地調査について、土屋孝推進委員より、調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長 申請地すべてにつきまして耕作されており、周辺の農地に影響がないことを確認いただいております。以上です。

議長（高橋会長） お諮りいたします。
これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第8 議第11号「非農地証明願に対する可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長 ただ今上程されました、議第11号「非農地証明願に対する可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第2条に規定する農地に該当しない旨の証明の願い出が本委員会に対し1件ありましたので、提案するものであります。
事実を確認のうえ、証明の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） 　ただ今、事務局長から提案理由の説明がありました。農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 　ただいま提案されました、議第11号につきまして、ご説明します。議案書11ページをご覧ください。
1番につきましては、▲▲の■■■■さんから願出があったもので、▲▲字▲▲ 外1筆 登記地目が畑 合計710㎡が、平成13年耕作せず山林化して、現在に至るものです。
耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。

議長（高橋会長） 　次に、現地調査について、鈴木 博徳 推進委員より、調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

事務局 　3月16日に鈴木博徳委員より電話で報告をいただいております。申請地は山林化していることを現地確認してきたと報告をいただいております。以上です。

議長（高橋会長） 　これより、本案件について審議に入ります。
質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 　「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、願出のとおり証明することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長） 　妥当と認める委員が、全員と認めます。
よって、本案件については、願出のとおり証明することに決しました。

議長（高橋会長） 　次に、日程第9 議第12号「南陽市農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長

ただいま上程されました、議第12号「南陽市農用地利用集積等促進計画案に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和8年3月10日付け農第1556号で、南陽市長から本委員会に対し、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、使用貸借権1件、賃借権設定13件、所有権移転2件の、合計16件に関する農用地利用集積等促進計画案について意見を求められましたので、提案するものであります。

ご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長）

ただいま、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

小川事務局長補佐

ただ今提案されました、議第12号について、ご説明を申し上げます。

議案書は12ページから17ページまでとなっております。14ページをお開きください。使用貸借権及び賃借権設定となります。

1番については、▲▲の■■■■さんの▲▲字▲▲の「畑」外7筆の合計6,606.63㎡を、▲▲の■■■■さんへ使用貸借権設定するもので、契約期間はR8.5.30からR13.11.30まで、賃料は0円となっております。

2番については、▲▲の■■■■さんの▲▲字▲▲の「田」外7筆の合計10,492㎡を、▲▲の■■■■さんへ、▲▲の「畑」外11筆の合計6,391㎡を、▲▲の■■■■さんへ、▲▲の「畑」外1筆の合計360㎡を、▲▲の■■■■さんへ賃借権設定するもので、契約期間はR8.5.30からR13.11.30まで、賃料収受回数は6回、賃料、年間賃料は記載のとおりとなっております。

以下、15ページの3番から16ページの14番までも同様に、貸付者から中間管理機構を介して、借受者に貸借権を設定するものになります。

時間の制約もありますので、詳細説明については省略させていただきます。ご了承ください。

次に、17ページをご覧ください。所有権の移転となります。

1番については、▲▲字▲▲の「畑」外1筆997㎡を、▲▲の■■■■さんから▲▲の■■■■さんへ所有権を移転するもので、移転の時期は公告の日、支払いは口座振替となっております。

2番については、▲▲字▲▲の「田」外1筆4,564㎡を、▲▲の■■■■さんから▲▲の■■■■さんへ所有権を移転するもので、移転の時期は公告の日、支払いは口座振替となっております。

議長（高橋会長）

お諮りいたします。

この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に該当する委員が2名おりますので、分割して審議したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。よって本案件は、分割して審議することに決しました。

議長（高橋会長） それでは、始めに、議案書15ページの賃借権設定の2番について、審議いたします。
ここで、8番 菊地直子委員の退席を求めます。

……………菊地直子委員退席……………

議長（高橋会長） これより、本案件について審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、計画のとおり決定することが妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長） ここで、8番 菊地直子委員の復席を求めます。

……………菊地直子委員復席……………

議長（高橋会長） 次に、議案書15ページの賃借権設定の7番について、審議いたします。
ここで、14番 渡沢寿委員の退席を求めます。

……………渡沢寿委員退席……………

議長（高橋会長） これより、本案件について審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、計画のとおり決定することが妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長） ここで、14番 渡沢寿委員の復席を求めます。

……………渡沢寿委員復席……………

議長（高橋会長） 次に、議案書14ページの使用貸借権設定から、17ページの所有権移転まで、議事参与案件2件を除く14件について、審議いたします。

お諮りいたします。

これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。
14ページの使用貸借権設定から、17ページの所有権移転設定まで、議事参与案件2件を除く14件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの使用貸借権設定から所有権移転まで、議事参与案件2件を除く14案件について、計画のとおり決定することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、計画のとおり決定することが妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長） 次に日程第10 議第13号「南陽市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長

ただいま上程されました、議第13号「南陽市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について」の提案理由を申し上げます。

本案は、欠員となっていた沖郷地区の農地利用最適化推進委員について、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定及び南陽市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任規程第8条により、委員会総会で決定するものであります。

ご審議のうえ委嘱について決定下さいますようお願い申し上げます。

議長（高橋会長）

ただいま、事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

小川事務局長補佐

ただいま提案されました、議第13号についてご説明を申し上げます。

議案書18ページ及び19ページをご覧ください。

農地利用最適化推進委員については、このたび沖郷地区の委員が1月31日付けで辞任したことに伴い、後任について2月2日から27日まで公募した結果、1名の応募がありました。

よって、南陽市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置規程に基づく推進委員候補者評価委員会を開催し、審査の結果、農地利用最適化推進委員として委嘱するに適任と認定されましたので議案として提案するものがございます。担当地区は右欄に記載のとおりです。

議長（高橋会長）

これより審議に入ります。

本案件について、質疑、意見を求めます。

質疑、意見ございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑を終結いたします。

本案件について、表決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの案件について、委嘱することが妥当と認める委員は、挙手願います。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長）

全員と認めます。

よって、本案は、委嘱することに決定しました。

議長（高橋会長）

次に、日程第11 承第1号「事務局職員の任免について」を上程いたします。

ここで、事務局長以外の職員の退席を求めます。

…………事務局職員退席…………

議長（高橋会長）

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

山内事務局長

ただいま上程されました、承第1号「事務局職員の任免について」の提案理由を申し上げます。

事務局職員の任免につきましては、農業委員会等に関する法律第26条第3項で、農業委員会が任免すると規定されております。

このことから委員会の承認を求めるものでございます。

なお、職員への内示につきましては、明日18日の午前10時となっておりますので、それまでの取り扱いについては、ご配慮を賜りたいと存じます。

内容につきましては、会長より申し上げます。

議長（高橋会長）

それでは、私より申し上げます。

本日、市長より内示がございました。

結果につきましては、別紙のとおりです。

議長（高橋会長）

ただいまの報告に対して、質疑・意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長）

「なし」の声が有りますので、承第1号は承認いただいたものと認めます。

議長（高橋会長）

ここで、事務局職員の復席を求めます。

……………事務局職員復席……………

議長（高橋会長）

以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたしました。

よって、令和8年3月11日付け南農委告示第4号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。

（閉会：ときに午後3時）